記者会見資料
平成２５年１２月６日
建設部都市計画課
担当：佐々木（内５８２）

気仙沼市内湾地区の防潮堤に関する要望について
（内湾地区復興まちづくり協議会からの提言書を踏まえて）

このことについて、内湾地区復興まちづくり協議会から提出された「内湾地区復興まちづくり計画に関する提言書（Ver１）」を踏まえ、平成２５年１２月５日付けで別紙のとおり宮城県知事に提出しましたのでお知らせします。

関連する市震災復興計画重点事業
No２被災市街地復興土地区画整理事業

気　都　第１５０９号
平成２５年１２月　５日

宮城県知事　村井　嘉浩　様

気仙沼市長　菅原　茂

気仙沼市内湾地区の防潮堤に関する要望

（内湾地区復興まちづくり協議会からの提言書を踏まえて）

多くの尊い人命が奪われ，生活基盤や産業基盤に壊滅的な被害をもたらした東日本大震災から２年９か月を迎えます。

震災後，国内外から継続的に支援を受け，本市では市土基盤の整備，産業再生・雇用創出など，市民が一丸となって復旧・復興事業に取り組んでいます。

気仙沼市の顔である内湾地区のまちづくりにつきましては，地域住民等による「内湾地区復興まちづくり協議会」を平成 24 年６月に立ち上げ協議を重ねています。

この度，同協議会から，主に基盤整備をまとめた「内湾地区復興まちづくり計画に関する提言書（Ver１）」が提出されました。

この提言書は，内湾地区の住民等が多忙の中，会議を開催し真剣な議論のもとにとりまとめられたものです。土地区画整理事業の早期事業化に向けて必要な内湾地区の土地利用のあり方，防潮堤の位置や高さ，幹線道路の配置や幅員等に関するまちづくりの方向性について,地区住民等の意見が記載されており，市としては，この提言書を真摯に受け止めて今後のまちづくりを進めることとしています。

防潮堤に関して内湾地区復興まちづくり協議会からの提言は，①魚町地区の防潮堤高さを T．P+4.8m とし、そのうち上部１m について陸上フラップゲート式とすること，②災害危険区域から八日町地区が外れ，魚町・南町地区の浸水深を 0.5m 以下とすることで，今後のまちづくりや住宅再建への影響を最小限とすることが主旨と捉えています。

しかしながら，提言されている防潮堤案には湾口防波堤の設置が含まれており，船舶航行の安全性，水質悪化の懸念等に加え，そもそも景観重視が求めら

れてきた内湾地区においては課題が多いものと考えています。

一方，本市としましては，提言書案の L2 津波シミュレーションでの浸水範囲及び浸水深がほぼ同等となる案として，湾口防波堤を設置せず，港町の一部を無堤化した上で，魚町地区において陸上フラップゲート式を採用する防潮堤高 T. P+5.1m の案を選択肢の一つと考え，この際，陸上フラップの高さを 1.3m 以上とすることにより同協議会提言の主旨の一つであるコンクリート堤の高さ T. P+3.8m も満たすことができると考えています。

本市としましては，内湾地区の防潮堤について，提言書にまとめられている意見を踏まえつつ，気仙沼市の「顔」として良好な景観や水質が保たれ，船舶航行の安全性と漁港機能の維持が可能な上記を提案いたします。

県におかれまして本市案を検討いただき，早期事業着手に向けた取り組みを要望します。

内湾地区復興まちづくり計画に関する提言書　ーver1ー

平成 25 年 12 月

内湾地区復興まちづくり協議会

１．はじめに～提言書-ver1-の提出にあたって

●内湾地区復興まちづくり協議会の設立とこれまでの復興まちづくりの検討経緯

内湾地区の復興まちづくりに関しては，平成 24 年４月に内湾地区に関する復興まちづくりコンペを実施し，同年６月には内湾地区復興まちづくり協議会が設立され，「内湾は気仙沼の顔である」との市・市民・事業者の共通認識のもと，住民・事業者を交えた検討が進められてきました。

内湾地区復興まちづくり協議会では，平成２５年度より，住宅再建部会，商業部会，公共施設・観光施設検討部会での検討が進められています。住宅再建部会では災害公営住宅の整備や住宅再建方法の勉強会の開催，商業部会では，商店街再建のための店舗等の共同化の検討，公共施設・観光施設検討部会では，水際での賑わい創出方法の検討が行われています。

防潮堤に関しては，平成２５年８月の県知事との意見交換会以降，市，内湾地区復興まちづくり協議会，県が連携して，防潮堤の高さを下げるための工夫を検討しています。

●内湾地区復興まちづくり計画に関する提言書-ver1-の位置づけ

内湾地区では，商店街と住まいの再建の礎となる，沈下した地盤の嵩上げや幹線道路の整備を行う土地区画整理事業の実施が急がれています。

今回の提言書-ver1-は，土地区画整理事業の早期事業化に向けて必要な，内湾地区の主要施設の配置と土地利用のあり方，防潮提の位置や高さ，幹線道路の配置と幅員等に関するまちづくりの方向性を住民・事業者の皆さんのご意見を踏まえて，とりまとめたものです。

漁業を起点として発展してきた歴史のあるまちとして，海を眺め，風を感じて住まい，生業を営んできた私達にとって防潮提の整備を前提としたまちづくりを受け入れることは苦渋の選択であり，依然として防潮堤や湾口防波堤の整備に対する戸惑い，船舶航行や景観，水質への影響に対する懸念は払拭されていません。

また，防潮堤の整備よりも，避難対策を先行して進めるべきとの意見，さらに，事業所の再建に向けた取り組みを進めている事業者からは，土地区画整理事業等の早期事業推進を求める意見も数多く出されています。

気仙沼市及び宮城県には，引き続き，住民・事業者との話し合いに基づき，本提言書で提案・要望している事項の早期実現に向けて，ご尽力いただきますようお願いいたします。

●内湾地区復興まちづくり協議会の今後の取り組み

まちは，道路や港，防潮堤があれば，復興するわけではありません。私達住民・事業者が暮らし，事業活動を行うことによって復興することができます。

私達住民・事業者一人ひとりが復興に向けて歩む上で共有すべき，望ましい，目指すまちの姿の実現に向けた取り組みの検討は，まだ始まったばかりです。

内湾地区復興まちづくり協議会では，今回の提言書-ver1-の提出後も，引き続き，防潮堤や幹線道路，避難対策については，より具体的な検討を行い，街並みや住宅・事業所の再建等の私達，住民・事業者が主体となる復旧・復興の取り組みに関わる事柄については，今後も議論を深め，年明けを目処に提言書-ver2-としてまとめ，改めて市・県に提言することを予定しています。

住民・事業者の皆様におかれましても，ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

平成２５年１２月　内湾地区復興まちづくり協議会　会長　菅原昭彦

これまでの経過及び今後の予定

平成24年4月	○復興まちづくりコンペ開催
６月	○内湾地区復興まちづくり協議会設立 （これ以降，地区会，ワーキング等の会議が開催され，種々の検討が進められる。）
９月	○土地区画整理事業導入の検討開始
10月	○内湾地区復興まちづくり協議会 『復興まちづくりに向けた提言書（中間報告，素案）』作成
11 月	○県の防潮提計画案の公表
平成25年4月	○土地区画整理事業の施行区域を都市計画決定 ○内湾地区復興まちづくり協議会に運営会議及び分科会が設立され，具体的な検討を開始
7月	○県より防潮堤計画修正案が説明される
８月～９月	○防潮堤に関する県知事との意見交換会開催
10月	○防潮堤に関する県との意見交換会開催（１０月５日） ○内湾地区復興まちづくり協議会ワーキング開催（10 月７日） ○地区会開催（10 月 17 日～29 日） ○内湾地区全体会開催（10 月 28 日）
11 月	○内湾地区復興まちづくり協議会ワーキング開催（11 月 11 日） ○地区会開催（11 月 16 日～21 日） ○内湾地区全体会開催（11 月 26 日） ○内湾地区復興まちづくり協議会ワーキング開催（11 月２８日）

内湾地区復興まちづくり計画に関する提言書-ver1-の提出

協議会ワーキング・運営会議・部会による提言書-ver2-たたき台の検討

地区会・内湾地区全体会の開催

協議会ワーキング・運営会議・部会による提言書-ver2-案の検討

地区会・内湾地区全体会の開催

内湾地区復興まちづくり計画に関する提言書-ver2-の提出

２．内湾地区復興まちづくりの目標

昨年 10 月に『復興まちづくりに向けた提言書（中間報告，素案）』を作成し，同提言の中で復興まちづくりの目標を下記に示すように定めています。

（１）災害に強い，安心して暮らせるまち

① 防潮堤，嵩上げ等による津波・高潮対策を進め，速やかにまちづくりに取り組む。
② 避難路や避難通路（デッキ）の整備，避難訓練等に行政と地域住民の協働で取り組む。
③ 地域の実情と再生スピードに合わせて，適切に公的事業を導入する。

（２）速やかな生業と賑わいを再生した活気のあるまち

① 賑わいが連続した活気を感じられるまちづくりを進める。
② 従前からの商店，事業所が中心となって，伝統と生業の息づくまちづくりを進める。
③ 身の丈に合った商業・業務集積による，気仙沼の顔となるまちを再生する。

（３）将来にわたって，便利に暮らせる住み良いまち

① 早期に，内湾地区に住むことができる公営住宅，住宅用地の整備を積極的に進める。
② 民間集合住宅の積極的な誘致など，行政と民間の協働で，住環境の整備に取り組む。
③ 地区に不足している業種等について，適正な規模の拠点的商業施設を誘致する。
④ 高齢になっても，住み慣れたまちなかで暮らせる仕組みをつくる。

（４）内湾地区のライフスタイルに合ったコンパクトなまち

① 多様な公共公益施設をコンパクトに配置した，歩いて暮らせるまちづくりを進める。
② 船，バス，自家用車，徒歩等，様々な交通の利便性を高める交通ターミナルの整備を検討する。
③ 住民，事業者，来訪者に必要な駐車場の確保を，行政と民間の役割分担により進める。

（５）観光客誘致に向けた楽しみと憩いのあるまち

① 防潮堤や公園を活用した，海の眺めを楽しみ，憩いの場となる空間をつくる。
② 賑わいと観光・憩いが一体となって，まちなかを歩いて回遊するネットワークをつくる。
③ 公共空間を活かしたイベント・観光誘致への積極的な取り組みを進める。

３．内湾地区復興まちづくりのグランドデザイン

内湾地区復興まちづくり協議会で検討を進めている内湾地区復興まちづくりのグランドデザイン（内湾地区の主要施設の配置と土地利用のあり方）を下記に示します。

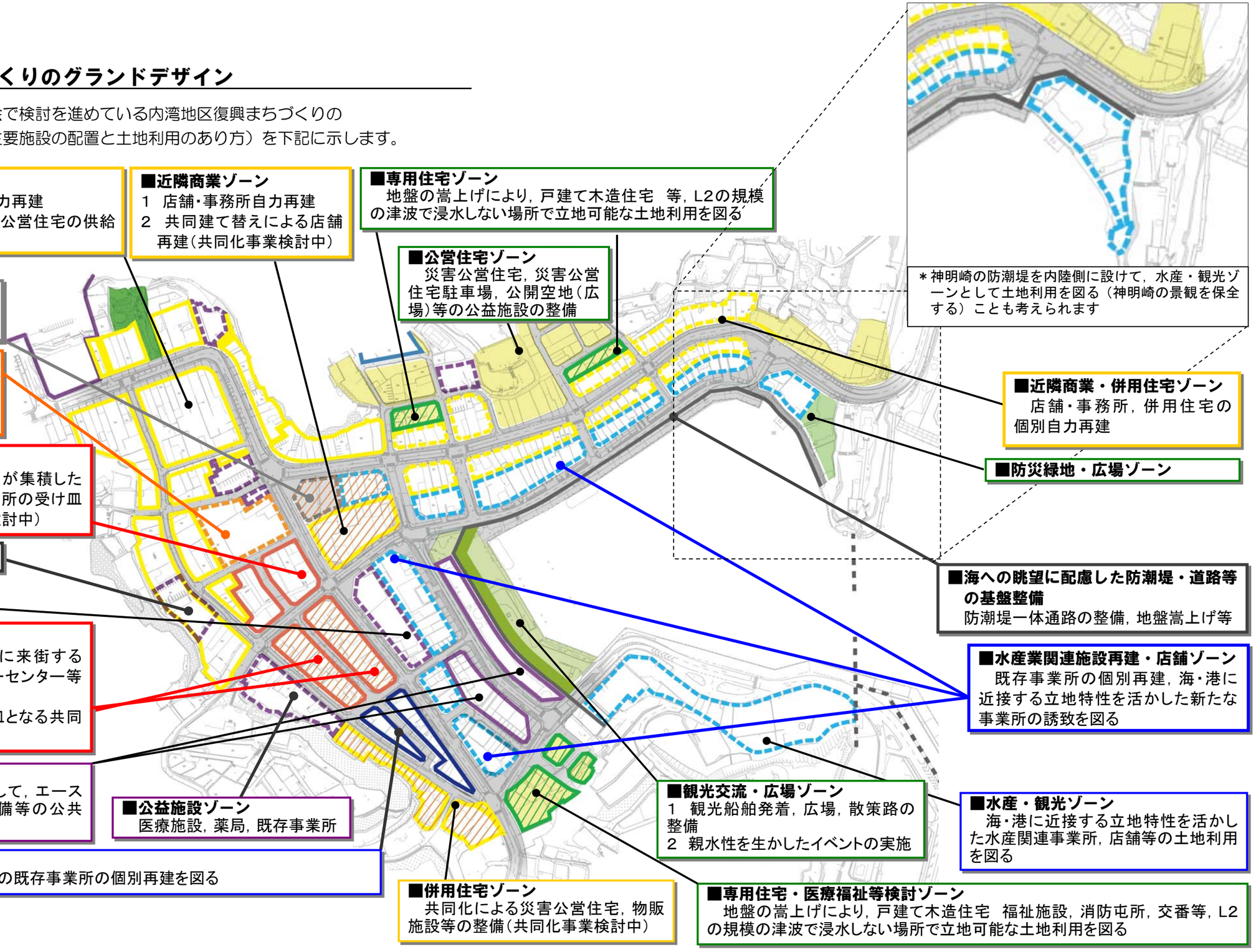

図　グランドデザイン案（各部会で出されている提案（2013 年 11 月 8 日時点）の共通事項（街区単位でのゾーニング）を現在市が検討中の街区形状に整理したもの）

※道路及び街区の形状は，現時点での検討案であり，今後関係機関協議や地権者意向等により変更される可能性があります

４．災害に強い，安心して暮らせるまち

４－１．防潮堤とまちづくりの基本的考え方

（１）東日本大震災による甚大な津波被害を経て，市では市震災復興計画に基づき「津波死ゼロのまち」の実現に向けて，内湾地区においても，レベル１の規模の津波からまちを防護する防潮堤を整備すること，レベル２の規模の津波に備えて，避難路の充実，効果的な土地の嵩上げ，地域での避難訓練の充実に取り組むことを方針として示しています。

（２）内湾地区では，これまで海とともにまちが形成されてきたことから，右記に示す考え方にもとづき，住民・事業者，市と県が連携して防潮堤の整備を検討しました。

４－２．陸側から見た防潮堤の見た目の高さについて，引き下げの検討

（１）これまでの検討経過

これまでの議論から，陸側から見た防潮堤の高さを下げることが望まれており，その実現化方法は，

①防潮堤自体の高さを下げる
②地盤の高さを上げる

の２つの方法が考えられます。

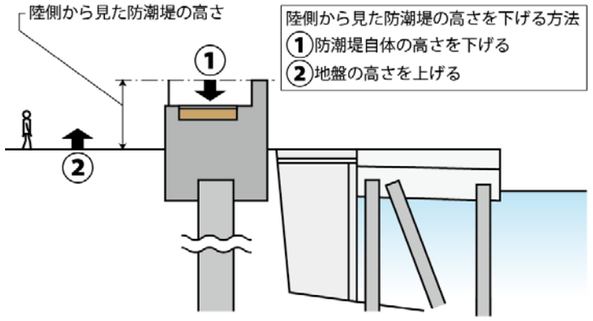

上図　陸側から見た防潮堤の高さを下げる方法

①防潮堤自体の高さを下げることについて

ア　県と市と連携して，右記に示す考え方に基づき，内湾で津波が減衰するよう，神明崎・柏崎間に湾口防波堤を設置した場合などの津波シミュレーションを実施し，検討してきました。

イ　現時点での検証結果では，港町の一部無堤化，神明崎・柏崎間での湾口防波堤（航路開口部 50m）を設置した場合における，魚町と南町の防潮堤の計画堤防高さは，T.P.+3.8m（余裕高１mを除いた高さ）まで下げることが可能であることが判明しました。

②地盤の高さを上げることについて

ア　防潮堤の見た目の高さを引き下げる要望が多い魚町の地盤を高くすると，防潮堤を越流した水が南町や八日町，太田，入沢等に流れこむことになります。

イ　内湾地区全体として特定の地区に浸水被害が集中することのないよう配慮することを前提とした，魚町の地盤の嵩上げとあわせて，豪雨等による冠水被害や高潮時や津波被災時に，雨水排水口等からの逆流による冠水被害を防止する雨水排水対策を要望します。

※１ レベル１（L1）　明治三陸地震，宮城県沖地震（連動型）等，数十年から百数十年に一度の頻度で発生することが想定されている地震によって引き起こされる規模の津波を指します。
※２ レベル２（L2）　平成２３年３月１１日の東日本大震災と同規模の津波を指します。
※３ T.P.　東京湾平均海面（標高）

防潮堤とまちづくりの基本的考え方

１．防潮堤とまちづくりの地区別の考え方

（１）魚町の防潮堤とまちづくり（詳細は５頁参照）

①陸側から見た防潮堤の高さ（防潮堤と地盤の高低差）をできるだけ小さくすることを検討する。
②神明崎の近接区域では，神明崎の景観への配慮や緑地の確保，岸壁と一体となった事業活動の利便性確保等の視点から防潮堤の位置を検討する。

（２）南町の防潮堤とまちづくり（詳細は６頁参照）

①防潮堤を建物や緑地等で目立たなくするなど，海とまちが一体となる工夫を検討する。
②南町海岸堤外地は，地域住民，観光客が憩い，交流する場として活用する。

（３）港町（お魚いちば付近まで）の防潮堤とまちづくり（詳細は７頁参照）

堤外地にすることで，これまでの景観を維持する。

２．防潮堤の高さを下げる工夫

（１）内湾地区の防潮堤の高さを抑制するため，特殊計画堤防高（余裕高を１m除く）の採用を目指し，湾口防波堤を必要に応じて配置することも含めて検討する。

（２）湾口防波堤を設ける場合は，内湾の景観，港町の岸壁利用，航行する船舶等に配慮した整備方法とする。

３．安心して暮らせるまちづくり

（１）住宅再建の支援

①土地区画整理事業区域内では，地権者意向に基づき，必要に応じて災害危険区域外となる嵩上げ住宅地の整備を市に要望する。
②災害危険区域内における市の建築制限に適合した住宅再建に対する支援制度を設けるよう，市に要望する。

（２）避難路の整備・避難計画の作成

①避難路・避難場所の整備・避難訓練の実施を通じて津波災害時の備えを充実させ人命を守る。
②特に無堤となる港町の一部については，徹底した対応を図る。

（３）内湾地区全体の安全性の確保

特定の区域の嵩上げによるその他の区域の想定浸水深の増加及び浸水範囲の拡大を極力抑制する。

（２）復興まちづくりを進める上で，前提とする防潮堤整備案について

①　県から示された実現可能な整備案の中から T.P.+3.8m（余裕高１mを除いた）の高さの防潮堤整備案と併せて，防潮堤が有効に機能するよう下記に示す取り組みが実施されることを前提にして，住民・事業者と市，県との連携により，早期の事業所再建や安全な住まいの再建を目指した復興まちづくりを進めることを提案します。

〇防潮堤管理者は，防潮堤の適切な維持管理や老朽化した防潮堤の更新に責任を持つ
〇防潮堤管理者は，陸閘やフラップゲートの安全性を確保する
〇防潮堤管理者は，国が防潮堤整備の方針を変更する場合には，柔軟に防潮堤整備計画を見直す
〇市および県は，防潮堤整備と併せて早期に避難路の整備等の避難対策を進める

②　また，上記の T.P.+3.8m の防潮堤を整備する際には，余裕高１mを確保するため，陸上式フラップゲートの採用等による対応を要望します。

③　湾口防波堤の修景や船舶航行の安全性の確保に配慮した具体的な位置・形状や整備方法，南町海岸の広場や法面緑地の整備方法等については引き続き，住民・事業者，市と県が連携して検討を進めていきます。

（３）地区別の防潮堤とまちづくり

①魚町の防潮堤とまちづくりについて

ア　魚町は，旧魚市場や目の前にある岸壁を利用して主要地方道気仙沼港線沿道に立地する水産業 関連事業所が発展してきた，海とのつながりの深い歴史のあるまちです。

イ　これまでの内湾地区復興まちづくり協議会，分科会，地区会での話し合いの中では，防潮堤の整備について，下記に示す意見が出されています。

①岸壁に停泊する船舶への荷物の搬出・搬入等の利便性の確保

②道路や沿道の建物から海への眺望の配慮

③沿道民地に対する防潮堤の圧迫感の軽減

ウ　防潮堤そのものの高さについては，湾口防波堤の設置と港町の無堤化を前提として，T.P.＋3.8mが採用されることを想定します。

エ　地盤の高さについては，内湾地区が災害危険区域に指定された場合に，個別嵩上げ等により木造住宅の再建が可能な浸水深になるよう抑制することを前提に，主要地方道気仙沼唐桑線へ逆勾配とならない T.P.+ 2.2m前後の魚町の地盤や歩道の嵩上げ等により，防潮堤の圧迫感の軽減を図ることを要望します。

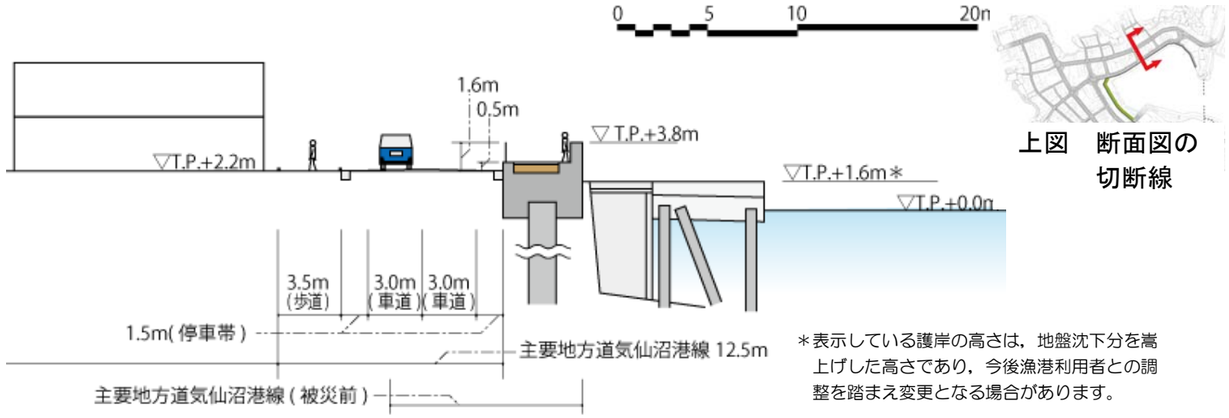

上図　断面図の切断線

上図　内湾地区復興まちづくり協議会の検討案
（防潮堤が T.P.＋3.8mの場合に，後背地への影響を考慮して地盤を T.P.＋2.2m（※），防潮堤側遊歩道を T.P.＋2.7mに嵩上げした場合に，市が検討している道路両側に 1.5m の停車帯，民地側に 3.5m の歩道を設けた断面イメージ）

※地盤高さ T.P.+2.2mの表記について

- 地盤高さ T.P.+2.2mは提言書提出時点での目安であり確定したものではありません。
- 本提言書作成時点では，詳細な地盤高さの設計が行われていないことから，引き続き検討を要望します。

【参考：神明崎付近の防潮堤の配置位置について】

1　神明崎の付近の防潮堤は，県から提案されている防潮提案では海際に設けられています。

2　防潮堤を陸側に設置することで，神明崎の景観と親水性を活かした水産・観光ゾーンとして土地利用を図ることも提案されています。

3　今後，住民・地権者の方々の意向を確認し，市や県と当該区域のまちづくりの提案を行います。

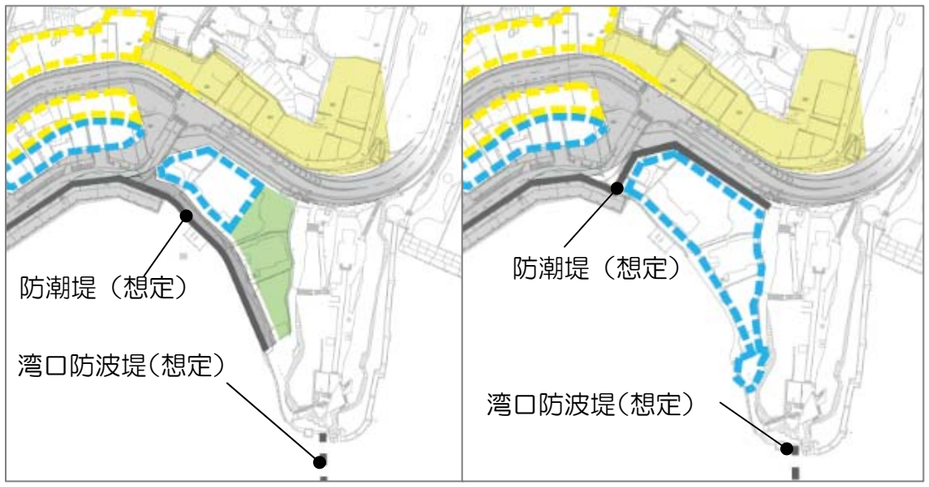

上図　神明崎の防潮提案と土地利用案（※土地利用の破線は 2 頁参照）
（左：防潮堤が海際に設置される案　　右：防潮堤が内陸側に設置される案）

②南町の防潮堤とまちづくりについて

【防潮堤の圧迫感の軽減と海側の広場空間の利活用について】

ア　これまでの内湾地区復興まちづくり協議会ワーキング，分科会，地区会での話し合いでは，防潮堤の整備について，建物や緑で防潮堤を覆い，防潮堤を極力意識しないようにする，海とまちの連続性を損なわないよう防潮堤の高さを活かした緑地を設ける，海側で多様なイベントが可能な広場空間を設けるといった意見が数多く出されています。

イ　防潮堤と一体となった緑地や立体通路について，引き続き，具体的な位置や避難路としての防潮堤の配置の検討を進めます。

ウ　また，浮き桟橋の整備などにより，南町海岸の公園・広場空間をできるだけ広く確保することを要望します。

【ウォーターフロントの賑わいと一体となった公共施設の整備について】

ア　南町三区において，南町海岸にあったエースポート（観光物産センター）や南町海岸駐車場（市営駐車場）の再建を要望します。

イ　勤労青少年ホームについても，南町三区付近で上記の施設とあわせて再建することを要望します。

写真　海側から歩いて登れる法面緑地を設け，陸側に防潮堤を隠す宅地を設けた場合の南町防潮堤のイメージ（公共施設・観光施設検討部会での検討案）

上図　断面図の切断線

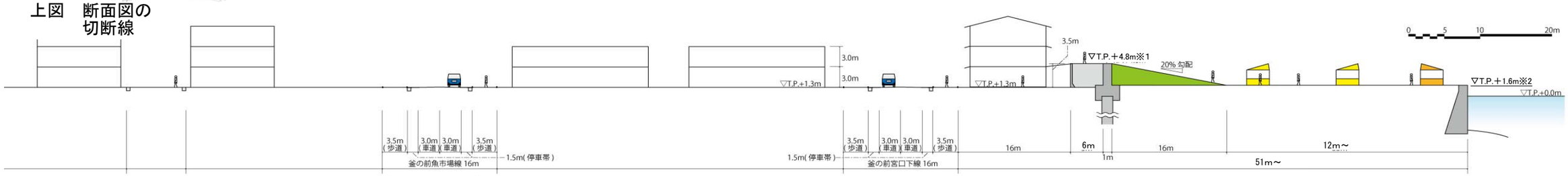

上図　防潮堤がT.P.＋4.8mの場合に海側から歩いて登れる法面緑地（20%勾配）を設け，陸側に防潮堤を隠す宅地（奥行16m）を設けた場合の断面イメージ

※１余裕高さ１mを魚町において陸上式フラップゲートで整備できた場合の高さであり，出来ない場合の高さは3.8mを想定します。
※２表示している護岸の高さは，地盤沈下分を嵩上げした高さであり，今後漁港利用者との調整を踏まえ変更となる場合があります。

③港町（南町～お魚いちば付近まで）の無堤化について

ア　当該地区（下図参照）は無堤化を前提にして，海辺の景観，港の利便性を活かしたまちとして再生することを提案します。

イ　また，港町堤外地（予定）の地権者，事業者の方々に対して，無堤化によって想定される港町堤外地予定地の浸水状況や土地利用規制，避難対策を説明するとともに，関係する方々の意向を確認し，港町の無堤化の実現可能性を検討することを要望します。

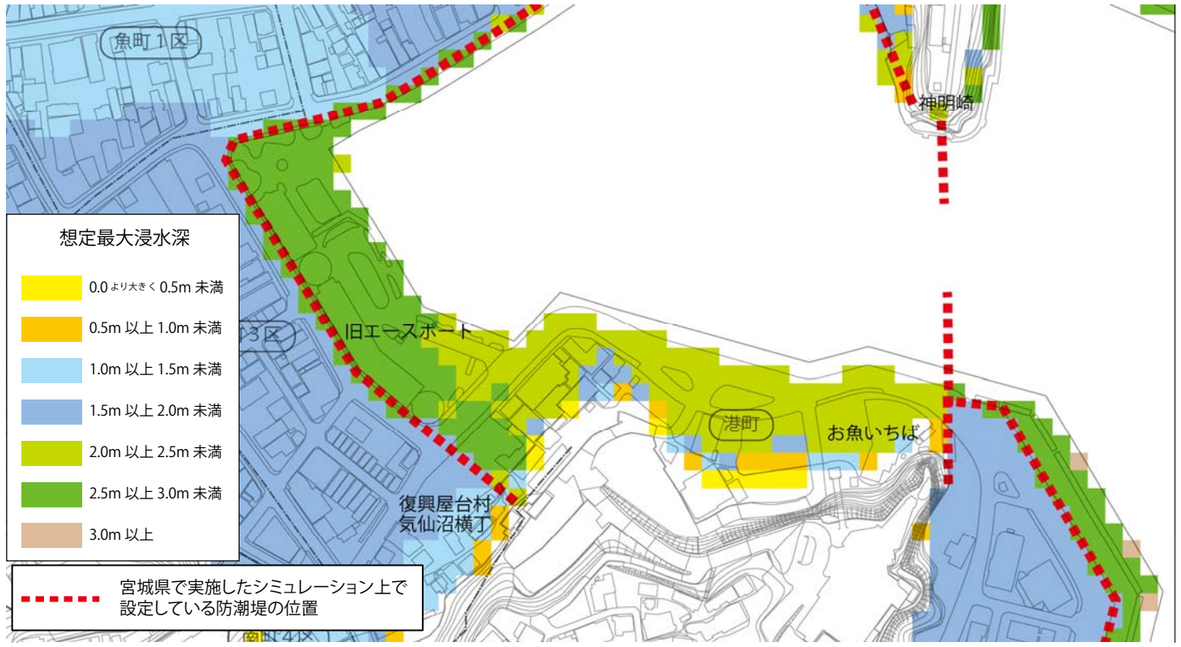

図　計画高さ T.P.+3.8m（特殊計画堤防高さ）かつ港町は無堤化，湾口防波堤が設けられている場合の想定浸水範囲・想定浸水深

④湾口防波堤について

現時点で県から示されている実現可能な防潮堤の高さを下げる整備案として，湾口防波堤の整備を選択したいと考えています。

ただし，これまでの地区会や全体会等の場で伺った住民・事業者の皆さんの意見，市と関係機関の協議等を踏まえ，事業主体である宮城県に対して，湾口防波堤の具体的な配置や形状については，下記の４点を考慮した整備を要望していきます。

①観光面や衛生面から妥当な水質を維持する対策を講じる

②岸壁利用や安全な航行に配慮する

③神明崎の自然景観や隣接する観光施設等に配慮した修景対策を講じる

④上記３点の検討にあたり，内湾地区の岸壁利用者や周辺地権者，内湾地区の住民・事業者との話し合いの場を適宜設ける

上記の検討にあたっては，市や関係機関，内湾地区復興まちづくり協議会等と連携し，湾口防波堤の整備に向けた協議の場を設けることを要望します。

湾口防波堤が整備される場合の水質への影響については，今後，市や事業主体である宮城県に対して，調査を要望するとともに，内湾地区復興まちづくり協議会等での協議や説明会の開催を要望します。

内湾地区復興まちづくり協議会（公共施設・観光施設検討部会）では，内湾地区全体の街並みづくりの検討と併せて，湾口防波堤による神明崎・柏崎の景観への影響を検証し，全体会や地区会での意見交換を踏まえて，湾口防波堤が整備される場合の修景方法を湾口防波堤の事業主体である宮城県に提案します。

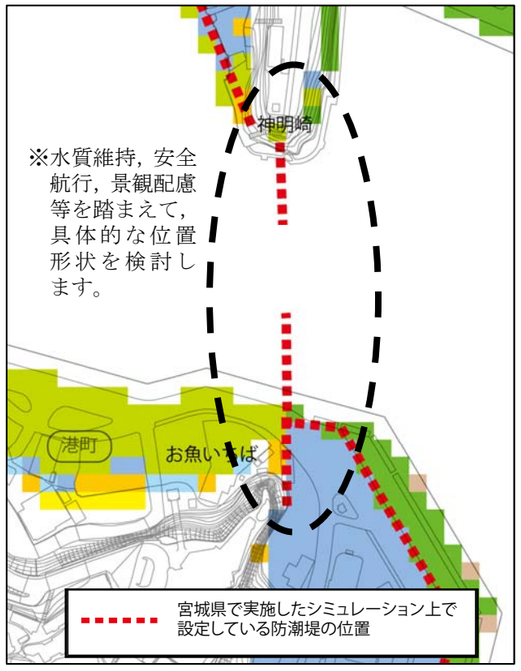

図　湾口防波堤想定位置

（４）津波災害に対応した避難対策について（市，内湾地区復興まちづくり協議会で検討中）

①　市街地から高台への避難路・高台の避難場所の整備

ア　東日本大震災では，魚町の住民・事業者は太田地区から金刀比羅神社方面へ，また魚町の一部と南町の多くの住民・事業者は紫神社から気仙沼小学校方面に避難しました。

イ　こうした地域の避難パターンを踏まえ，県道気仙沼唐桑線太田入口交差点から北上する道路，南町から気仙沼小学校方面への道路，市役所方面の道路，市民会館に至る道路を内湾地区からの主要な避難道路と位置づけ，道路の拡幅等の必要な対策を講じることを要望します。

ウ　また，内湾地区から高台への避難について，国や県，市の基本的な考え方では徒歩による避難を主とする方針がありますが，高齢者や身障者，子供連れの世帯では自動車による避難が避けられないことから，太田入口交差点から安波山に至る経路，紫神社脇の気仙沼小学校に至る経路，気仙沼郵便局から沢田，気仙沼小学校に至る経路については，自動車による避難を考慮した道路の拡幅，電柱の民地への移設，避難車両の誘導等の対策を講じることを要望します。

エ　高台への歩行者用避難経路については，既存の避難経路の修理，災害公営住宅等の中高層建築物から後背の高台へ移る避難デッキや避難階段の整備，避難誘導サインの整備等の対策を講じることを要望します。

図　計画されている防潮堤案と避難の考え方

②　防潮堤より海側の区域から市街地への避難路・避難場所の整備

防潮堤より海側の船舶利用者，多目的広場等に滞留している観光客が安全かつ円滑に避難できるよう，陸閘の適切な配置，陸閘閉鎖後も堤内側への避難が可能な斜路や階段の整備を要望します。

③　地区防災活動計画の作成・避難体制の強化

まちづくりや施設整備の他，定期的な避難訓練や地域内での共助の体制づくりなど地域の力で災害への対応力向上を図るため，住民・事業者主体の地域防災活動の方針を定めた地区防災活動計画を作成することを検討していきます。

【地区防災活動計画の例】

Ⅰ　はじめに
　１－１　はじめに～自治会長のことば～
　１－２　これまでの取組みの経緯
　１－３　過去の震災が教えること

Ⅱ　地区防災活動計画書の目的
　２－１　地区防災活動計画書の目的
　２－２　自治会員の皆さんへ

Ⅲ　防災まちづくりの目標
　３－１　防災まちづくりの基本的な考え方
　３－２　防災まちづくりの目標

Ⅳ　防災まちづくり計画
　４－１　家庭内の防災対策の充実
　（１）家庭内で防災について話合う
　（２）災害必需品の準備を行う
　（３）火災等への備えを行う
　（４）家屋の安全対策を行う
　４－２　地域の防災対策の推進
　（１）避難計画の確認
　（２）災害時の地区本部の設置
　（３）みんなで参加する組織づくり
　（４）普段から進める災害に強いまちづくり
　（５）関係機関等との連携

５．幹線道路計画について

５－１．幹線道路整備の基本的考え方

（１）幹線道路として位置づける道路

自動車，自転車，歩行者ともに多い広域的な交通ネットワークを支える幹線道路として，主要地方道気仙沼唐桑線（都市計画道路片浜鹿折線），都市計画道路釜の前魚市場線，都市計画道路釜の前宮口下線，都市計画道路西風釜線，主要地方道気仙沼港線の５路線を位置づけることを提案します。

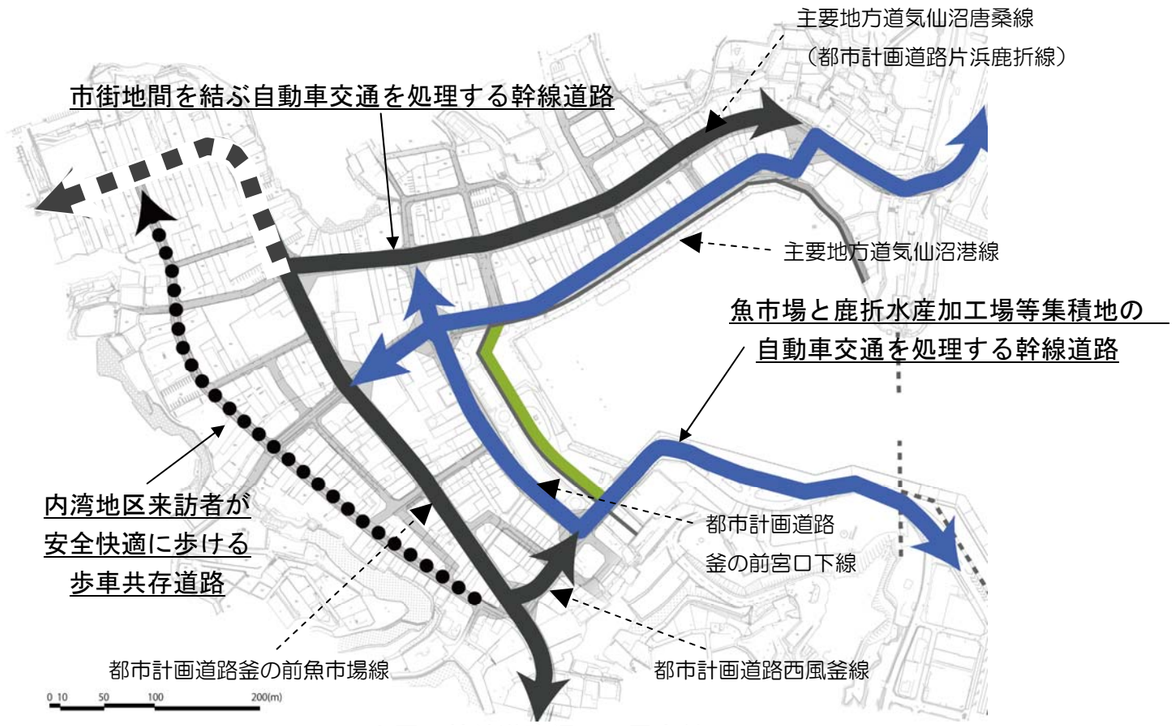

上図　幹線道路網の配置方針

５－２．路線別の道路整備の方針

（１）都市計画道路片浜鹿折線（主要地方道気仙沼唐桑線）・都市計画道路釜の前魚市場線・都市計画道路釜の前宮口下線・都市計画道路西風釜線

都市計画道路片浜鹿折線（主要地方道気仙沼唐桑線）・都市計画道路釜の前魚市場線・都市計画道路釜の前宮口下線・都市計画道路西風釜線については，市の幹線道路整備の考え方に基づき計画幅員 16mの道路として整備されることを想定します。（都市計画道路片浜鹿折線は気仙沼信用金庫本店前交差点から鹿折方面の区間を整備する予定です）

なお，今後とも沿道に建ち並ぶ建物と一体となった賑わい，憩いの空間を形成するため，利便性や修景などを考慮した，道路空間の創出に関する検討を行います。

【参考：市が検討している都市計画道路４路線の断面構成】

① 歩道について

市では，商業地域である内湾地区の中で，歩行者や自転車等の交通量が多い道路となることを考慮し，3.5mの幅員の歩道を両側に配置することを検討しています。

② 停車帯・路肩について

ア　市では，内湾地区の大半の区域が，都市計画上，商業地域に位置づけられており，これらの幹線道路沿道の店舗等からの商品の搬入，搬出等が考えられることから，車道両側にそれぞれ，1.5mの停車帯を設ける計画を検討しています。

イ　市では，この停車帯は，津波災害時には隣接する高台への避難する方の車両の停車帯として　活用することを想定しています。

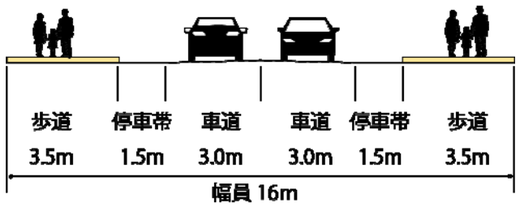

図　都市計画道路４路線共通
幅員 16mの断面構成（平常時）

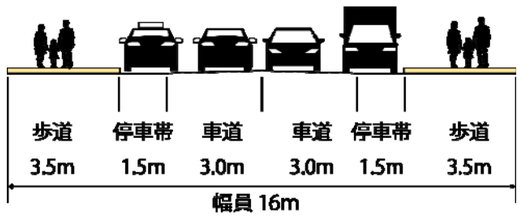

図　都市計画道路４路線共通
幅員 16mの断面構成（災害時等）

（３）主要地方道気仙沼港線

主要地方道気仙沼港線は，歩行者の回遊性に配慮した親水性の高い道路として整備することを要望します。

① 歩道について

本路線は沿道の住民・事業者や魚町岸壁を利用する漁業関係者が日常的に利用することを想定して，商業地域である内湾地区の中で，歩行者や自転車等の交通量が多い道路となることを考慮し，歩行者等の歩行空間として幅員 3.5mの歩道を両側に配置することを想定しています。

また，防潮堤と平行する箇所は，下の図のように，防潮堤を遊歩道として流用することを想定しています。

② 停車帯・路肩について

（１）で示した他の都市計画道路４路線と同様に沿道店舗等からの商品の搬入，搬出，臨港道路としての利用，災害時の活用等を想定して，車道両側にそれぞれ，1.5mの停車帯を設けることを想定しています。

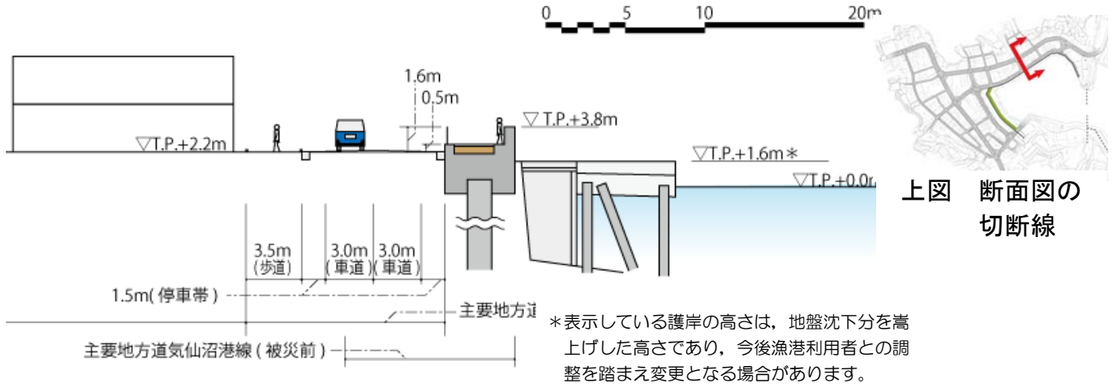

上図　断面図の切断線

上図　内湾地区復興まちづくり協議会の検討案
（防潮堤がT.P.＋3.8mの場合に，後背地への影響を考慮して地盤をT.P.＋2.2m（※），防潮堤側遊歩道をT.P.＋2.7mに嵩上げした場合に，市が検討している道路両側に1.5mの停車帯，民地側に3.5mの歩道を設けた断面イメージ）

※地盤高さT.P.+2.2mの表記について

・地盤高さT.P.+2.2mは提言書提出時点での目安であり確定したものではありません。

・本提言書作成時点では，詳細な地盤高さの設計が行われていないことから，引き続き検討を要望します。

６．住宅・事業所の再建支援

６－１．住宅再建の支援

（１）市独自の住宅再建支援制度

災害危険区域の指定が予定される内湾地区について，下記の理由から，市の条例に適合する住宅再建については，災害危険区域内であっても支援の対象とするよう，現在の市独自の住宅再建支援制度の見直しについて，平成２５年１１月２２日に市へ要望書を提出しました。

① 気仙沼市災害危険区域に関する条例に基づき，１階を店舗とし２階以上を住宅とする併用住宅や想定される浸水深が２m未満で一定の条件を満たせば盛土嵩上げにより１階から居住可能な住宅の建設が可能であること

② 土地区画整理事業区域外の災害危険区域では，１階から居住可能な嵩上げ街区への換地等の支援を受けられないこと

③ 宮城県内の他自治体では，建築基準法第３９条による災害危険区域に関する条例に基づく建築制限に適合した災害危険区域内での住宅再建に対する独自の支援制度を設けている自治体があること

（２）災害公営住宅の整備供給

これまでの住まいの意向調査により，内湾地区内で災害公営住宅への入居を希望する世帯が多いことから，内湾地区に早期に災害公営住宅を整備するよう要望します。

参考：計画高さT.P.+3.8m（特殊計画堤防高さ）+港町無堤化+湾口防波堤ありの場合の想定浸水範囲（災害危険区域）

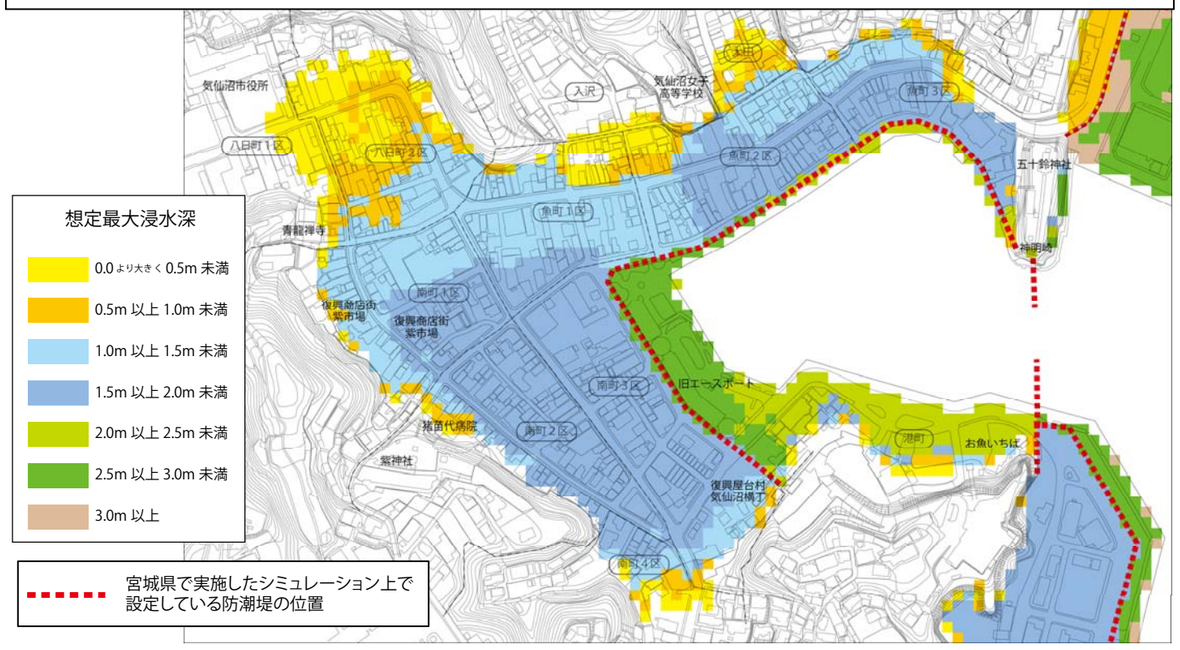

６－２．事業所再建の支援

これまでも，国や県，市の各種補助事業による店舗・事務所等の再建支援が行われていますが，引き続き，個別再建や共同建て替えによる再建について，情報提供や技術的，財政的支援を講じることを要望します。

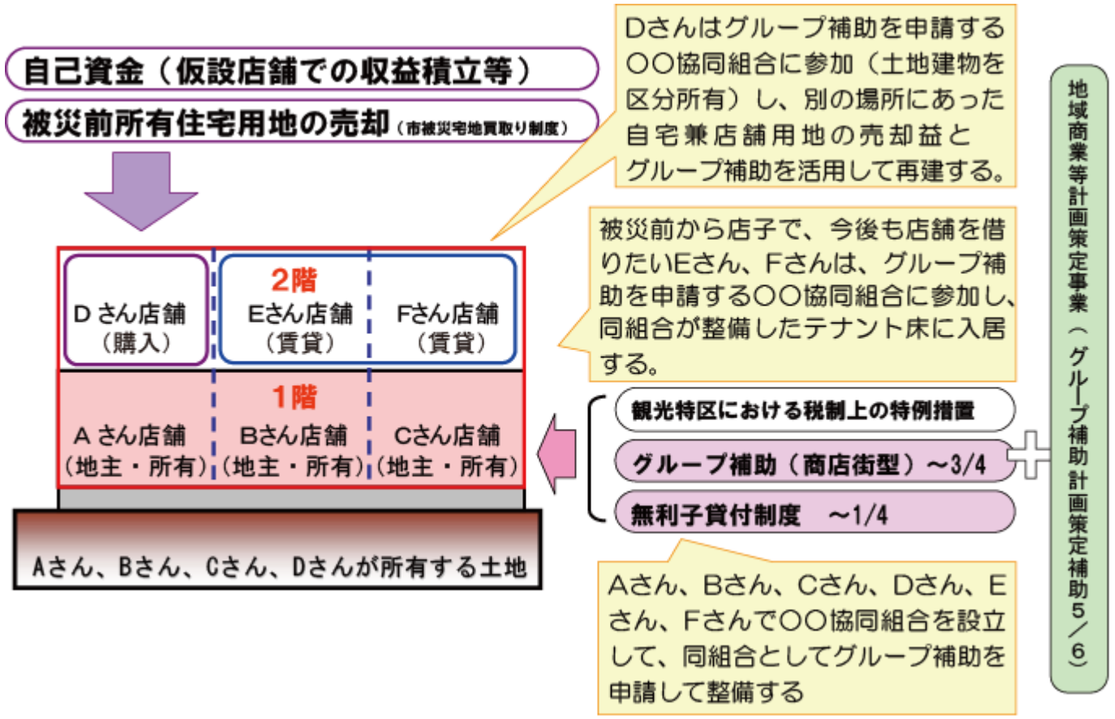

上図　各種支援制度を利用した建物再建のイメージ
例：店舗・事務所を共同建て替え（1 階～2 階）する場合

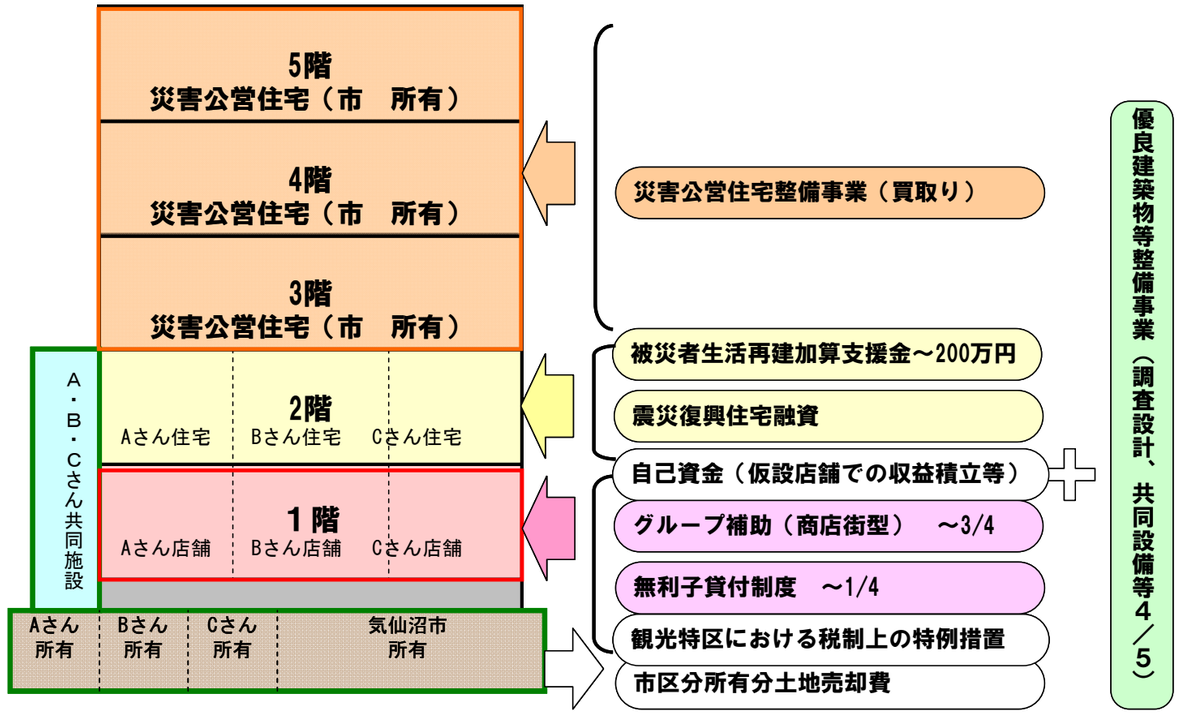

上図　各種支援制度を利用した建物再建のイメージ
例：商業・住宅の併用住宅を共同建て替え（１階～２階）し，
上層部に災害公営住宅を設ける（３～５階）場合

７．内湾地区復興まちづくり協議会分科会の活動経過と今後の取り組みについて

７−１．商業部会

（１）商業部会の役割と活動経過について

本部会では，主に「魅力ある，歩いて行ける商店街の再建により賑わいを取り戻す」ことを目標として，その実現に向けた取り組みについて，検討を進めることになりました。

当初は，仮設商店街に入居している方々の再建方策を模索しながら，自力再建店舗との連携も含めて話し合うことになりました。また，あるべき姿と個々の店舗の具体的再建方法についての話し合いは並行して進めることになりました。

具体的には下記のような事項について話し合い，調査を行いました。

①主要施設配置と商業集積の配置（土地利用ゾーニング）について

既存の商業集積，今後復旧する公共施設，新たに再建する商業施設等の配置のあり方を意見交換し，八日町の既存の商業集積と南町海岸に至る区域に共同店舗等の商業集積を図る方向性が共有されました。

②共同店舗等からなる商業集積の空間イメージについて

資料をもとにお互いのアイデアを出し合い，路地や小広場，建物の分節化により魅力ある空間形成を図る方向性が共有されました。

③商店街とスーパーマーケット等の集客施設による商業集積配置について

大規模商業施設事業者をお呼びして勉強会を開催しました。

④望ましい幹線道路の幅員並びに断面構成について

市が計画している幹線道路（幅員１６ｍ）が，賑わい形成の視点から妥当であるのか，事例を参考にしながら意見交換を行いました。

（２）今後の取り組みについて

①内湾地区の不足業種・集客施設等の誘致

現在，共同化を検討している事業者の業種構成・店舗配置や既に八日町で営業を再開している店舗とのつながりも考慮して，内湾地区の商業集積として，望ましい業種構成・店舗配置について検討を進めます。

そのため，不足する業種も含め，スーパーやホテル等の集客施設の地区外からの誘致や震災前に内湾地区にあった銀行等の金融機関についても，意向をお聞きするとともに意見交換する場を設けていきます。

また，イコーレの跡地については，内湾地区の商業集積を検討する上で，重要な場所だと考えられるため，今後，地権者の意向把握に努めるとともに，その活用についても意見交換をしていきます。

②街区間のにぎわいの連続性及び回遊性の向上に寄与する，沿道建物や広場等と一体となった歩行者空間の創出と街並みの形成の検討

本部会としては，幹線道路を幅員 16mで整備することについては概ね了解する意見がありましたが，その沿道では，現在共同化が検討されており，店舗の配置も含め，共同化の敷地と歩道部分の一体的な利用も含め，歩いてみたいと思えるような豊かな歩行者空間や朝市等のイベントにも利用できる空間の創出について，沿道の土地利用によって歩道を広げて，停車帯・路肩の幅を狭めるなど，沿道土地利用に即した道路の断面構成を引き続き検討を進めます。そのため，歩道や停車帯・路肩の幅といった幹線道路の具体的な断面構成，さらには街路樹や花壇，街灯やベンチといったストリートファニチャーについては，今後，市とともに検討していきます。

また，南町海岸の堤外地と防潮堤，公共施設，共同店舗，交通ターミナルを結ぶ立体通路を含む回遊動線，民間の建物と公共空間が一体となった賑わいのある街並みの形成についての検討を進めます。

７−２．住宅再建部会

（１）住宅再建部会の役割と活動経過について

本部会では，共同化住宅や災害公営住宅など，住民の意向を踏まえた住まいの再建について，検討を進めることになりました。

具体的には下記のような事項について話し合い，調査を行いました。

①住宅再建意向の確認と住宅再建に関する行政区単位の地区別勉強会の開催

魚町・南町の地区会で行われているアンケートによる意向調査，及び八日町で行われている聞き取りによる意向調査結果に基づき話し合いを行いました。

また，災害危険区域に指定された場合の建築制限や内湾地区で想定される住宅再建パターン，利用可能な助成制度等に関する勉強会を地区会単位で開催し，上記意向調査と併せて行政区別に，住宅再建意向を整理・共有しました。

災害危険区域内で，市独自の住宅再建支援制度が利用できるよう，見直しを図るべきであるとの意見が各地区会で出されたことから，見直しの要望を行いました。

②主要施設配置と商業集積の配置（土地利用ゾーニング）について

住宅再建の視点から望ましい生活利便施設の配置，住宅地の配置について，話し合いを行いました。

（２）今後の取り組みについて

①ハード・ソフトが一体となった総合的な避難対策の検討

これまで各地区会，並びに全体会，部会，協議会ワーキングにおいて，車による避難が可能な道路整備を望む意見が数多く出されていますが，市からは復興交付金事業での整備が困難であるとの見解が繰り返し出されています。

しかし，内陸部から浸水区域を通らないで当該高台にアクセスできる道路など，必ず整備すべき道路があると認識しています。

一方で短期的に自動車による避難を想定した道路拡幅整備が実現する可能性も低いことから，内湾地区から後背地の高台に至る，主に徒歩を主とする避難路の拡幅整備もしくは私道を含めたサイン，階段，手すり等の整備，やむを得ないクルマによる避難時の渋滞防止に関する停電時の交通整理，避難所への誘導等のソフトの取り組み，沿道民地への電柱移設，協調建て替えによる空間確保等の取り組みの検討を進めます。

②内湾地区における共同化を含め，災害復興公営住宅の進捗状況の確認と今後について

災害復興公営住宅の仮申し込みの抽選結果について，最終的な内湾地区（八日町・南町・魚町）の応募状況，及び共同化（買取公営）の進捗状況を災害公営住宅整備課より報告いただくとともに，市の直接整備型の可能性も含め，今後の災害復興公営住宅の整備方針について説明していただく場を開催します。

また，それらを含め，内湾地区における住宅再建を進めていくためにはどんなことが必要か，検討をします。

③災害危険区域内における個別住宅再建の勉強会・個別相談会の開催

個別嵩上げによる費用負担等，現時点では個別再建を判断する情報が少ないとの意見があったことから，市に関連資料の提供を要請し，勉強会を開催することを検討しています。

7－3．公共施設・観光施設検討部会

（１）公共施設・観光施設検討部会の役割と活動経過について

部会が設立され，まず始めにメンバー全員から示されたのは，当初，県から示されていた防潮堤の高さ（T.P.+5.2m）や位置（岸壁沿いに垂直壁）では，『海とまちを断絶しかねない，内湾地区の水産業や観光を再生することはできない』という問題意識でした。

そのため，あくまでも，防潮堤が「無くなった場合」「眺望を阻害しない高さまで低くなった場合」「デザインが工夫された場合」等，住民が納得出来る内容で調整が図られたことを前提として，ウォーターフロントを中心とした公共施設や観光戦略について話し合いました。

今回の提言書をとりまとめるまでに行った会議やワークショップは，計 10 回になります。国内外のウォーターフロントに関する事例写真をメンバーが持ち寄り（写真 1，2，3），1/500 の大きな模型を用いた景観シミュレーション（写真 4）等を通じて，下記のような方向性が示されました。

①防潮堤を造らざるを得ない場合は，世界に誇れるデザインに。

生命財産を守るはずの防潮堤だが，これによって内湾の魅力と営みが失われ，商売は成り立たない，すなわち生きていけない。防潮堤ありきではなく，避難路や避難ビル等を優先した公共施設整備を進めていただきたい。仮に，防潮堤を造らざるをえない場合は，世界の観光名所に見られるような美しい防波堤や賑わいをもたらす防潮堤（写真３）のデザインに工夫していただくことを条件とする。

②気仙沼の顔として，美しい街並みに再生し，賑わいの中心を内湾に。

海と生きるまちである気仙沼の顔として，海との営み，海への眺望，海際の漁船のある風景（写真 5），男山や角星等の文化財建物，みなと町らしさを大切にする。特に，屋号通り（気仙沼港線）は，海とまちを断絶しない幅員で，漁業者にも観光客にとっても便利で魅力的な道路として整備する。イベント時には道広場として，みなと祭りを内湾のウォーターフロントで開催し，賑わいの中心を内湾に戻したい。

③公共施設の拠点整備と魚市場を結ぶ海際の観光回遊ルートの創出を。

エースポート，市営駐車場，勤労青少年ホーム等の公共施設は，南町海岸付近に集約し，民間施設との合築等により，ウォーターフロントの拠点施設として再生させる。その後，段階的に民間のプロジェクトを立ち上げ，屋号通り（気仙沼港線）や神明崎周辺にも賑わいを波及させ，さらに内湾から港町や魚市場までを結ぶ観光回遊ルートをつくる。

（２）今後の取り組みについて

①社会実験による観光戦略とアクションプログラムの検討

堤外地の仮設の観光案内所や休憩施設，遊覧船を想定した内湾クルーズや船上レストラン，ライトアップイベントによる観光客のための避難検討等，ウォーターフロントに賑わいをもたらすための社会実験を行い，内湾地区の観光戦略とアクションプログラムの検討を行う。

②公民連携プロジェクトの検討と実行体の組成

部会のメンバーは，気仙沼の水産業や観光産業を担う若手の事業者であり，公共施設への要望にとどまらず，自らが内湾のウォーターフロントの魅力づくりの担い手として，民間のプロジェクトの主体となりうる。商業部会のメンバーと連携し，公共施設と民間施設の合築等のプロジェクトの検討と，その実行体を組成する。

③観光情報発信の方法の検討

内湾地区が気仙沼の顔であることを住民が再認識し，さらには多くの観光客とイメージの共有化を図るために，イベントを通じた情報発信，将来イメージ模型等の展示，内湾の魅力体験型の観光ツアーなどを通じて，既存の観光関係団体と連携してシティプロモーションを行う。

④街並みガイドラインの検討

模型を使った景観シミュレーションやワークショップ等を通じて，男山や角星などの歴史的建物と新たに再建される建物との街並みの調和や嵩上げによって街並みがバラバラにならないような津波防災への対応方法について，気仙沼風待ち復興検討会等と連携してガイドラインを検討し，その合意形成と地域住民への周知を図る。

写真１ ノルウェーの世界遺産ベルゲン

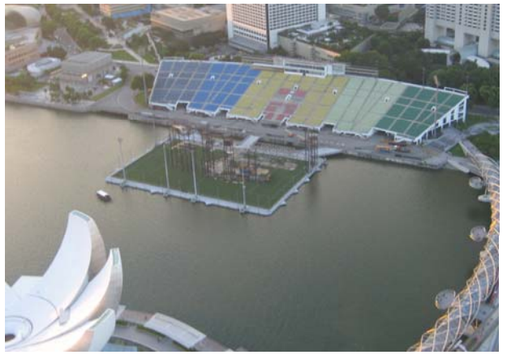

写真２ シンガポールの水上競技場

写真3 ケープタウンの賑わいを創出する防潮堤

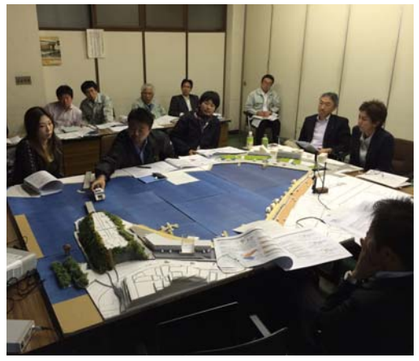

写真４ 模型を使ったワークショップ

写真５ 漁船のある風景（昭和 38 年頃の内湾）